

## 9. 「有資格技術者数調書」の記入のしかた

### <基本説明事項>

I この書類は、「**建設工事**」の「**一般土木**」、「**建築一式**」、「**電気**」、「**給排水暖冷房衛生設備**」、「**舗装**」に業者登録申請をするかたで、**大館市内に主たる営業所**を有するかたが作成してください。

II 会社における技術職員（指定する資格を有する者）の人数を記入してください。

「会社における技術職員」とは、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術職員を指します。

(1) 「資格の種類」ごとに、自社における当該資格を有する技術職員の数を入力してください。なお、一人で1級、2級等の資格を重複して有している場合は、上位の資格にカウントしてください。

(例) 一人で「1級土木施工管理技士」と「2級土木施工管理技士」の資格を有している場合は、上位の「1級」のみカウントしてください。

(例) 一人で「1級土木施工管理技士」と「2級土木施工管理技士」、及び「1級 建設機械施工(管理)技士」と「2級 建設機械施工(管理)技士」の資格を有している場合は、当該資格の1級の人数欄で1人としてカウントしてください。

(例) 一人で「1級建築士」と「1級電気工事施工管理技士」の資格を有している場合は、それぞれの人数欄でカウントしてください。

(例) 一人で「1級建築士」と「1級建築施工管理技士」の資格を有している場合は、当該資格の1級の人数欄で1人としてカウントしてください。

(2) 「電気主任技術者（第一種～第三種）」は「1級扱い」とし、「電気工事士（第一種・第二種）」は「2級扱い」とします。